

最高裁第三小法廷「上告棄却」決定を満腔の怒りを込めて弾劾する声明

最高裁第三小法廷（岡部喜代子裁判長）は2月6日、「JR浦和電車区事件」被告・美世志会の上告を棄却した。私たちは満腔の怒りを込めて弾劾する。

今回の決定は、美世志会と弁護団による上告趣意書に対して、「単なる法令違反であり事実誤認の主張であって・・・上告理由にあたらぬ」とするものである。さらに許し難いことは、犯罪となる構成要件が食い違った地裁判決と高裁判決の事実認定について、「組合活動として手段・方法において社会的に相当なものといえない」なる判断を示したことである。明らかに憲法28条にうたわれている労働組合の団結権を否定する判断が示されたということは歴史に残る反動的決定である。公安警察によって事件が作りあげられ、そのことが裁判所の判断として正当化されるという、恐ろしい事態が現に繰り広げられたのであり、その事実からあえて目を背ける司法の現実を決して許すわけにはいかない。

そもそも、「えん罪・JR浦和電車区事件」は公安警察・検察官が吐露したように、「内から壊れないから外から壊す」「平和運動など生意気だ」「組織を半分にしてやる」ことを目的とした国策弾圧であった。そうであるが故に、私たちは美世志会の仲間と共に事件の真実を明らかにし、「権力にしかできない犯罪＝えん罪」を許さない広範な人々と連帯し、無罪を勝ちとるために闘い抜いてきた。

東京地裁・高裁での裁判に向けた、傍聴券獲得行動には10万人に及ぶ組合員・支援する皆さんが結集した。さらに最高裁には、実に223回の要請行動が行われるなど、闘いのネットワークは大きく広まった。そして、何よりも権力が目指したJR総連・JR東労組の組織破壊を許さず、むしろ団結を打ち固めてきた。攻撃の狙いを打ち砕いたという意味で、本質的に私たちは闘いに勝利したと断言できる。

棄却決定を政治的に利用し、JR東労組の活動と組織を壊そうとする輩の蠢きを全組合員の団結で跳ね返そう。そしてJR東労組は美世志会の「無罪」を明らかにし、日本から「えん罪」をなくすためにこれからもあらゆる仲間と連帯し闘いを推し進めていく。

組合員の皆さん、支援する会の皆さん、良識ある国会議員の皆さん、そして9年余の闘いに支援・連帯していただいた国内外の全ての仲間の皆さんに心から感謝を申し上げますと共に、「えん罪大国・日本」の汚名をすすぐために奮闘することを誓う。今後も私たちは職場から労働組合らしく、平和・人権・民主主義を守り、社会正義のために断固闘い抜くことを明らかにし、声明とする。

2012年 2月 7日
東日本旅客鉄道労働組合